

屋根耐風改修事業について(ご案内)

～瓦屋根の全面葺き替えに要する費用の一部を補助する制度です～

市では、令和4年福島県沖地震において被災した建築物、または、診断の結果、国の告示基準に適合していない建築物の所有者が行う、瓦屋根の全面葺き替えに要する費用の一部を補助します。

【1. 対象要件】・・・次の全ての要件を満たす方

- ・瓦屋根が地震等で被災した建築物（り災証明書が必要です）、または、診断の結果、国の告示基準に適合していない建築物
- ・改修後、屋根全体が国の告示基準（令和4年1月1日施行）に適合するもの（部分改修は要相談）

【2. 補助額】

（1）改修に要する費用×23%（上限額55万2千円）

※改修に要する費用は、屋根面積に1平方メートル当たり2万4,000円を乗じた額又は240万円のいずれか低い額を限度とする。

（2）加算金：1,000円/㎡×屋根面積（㎡）（上限額10万円）

（1）に（2）を加算した額が補助額となります。

【3. 対象となる方】

対象建築物を所有している方

【4. 申し込み方法】

「屋根耐風改修事業補助金交付申請書」に必要事項を記入し、1部を提出してください。

申し込みに必要なもの

- ▽ 申込書
- ▽ り災証明書（被災している場合）
- ▽ 現況写真
- ▽ 瓦葺屋根現状調査結果報告書（診断した場合）及び診断者の資格証
- ▽ 対象工事費の内訳が分かる見積書の写し

【5. 留意事項】

住宅応急修理制度と併用することが可能ですが、その場合は、応急修理制度を屋根以外の部位に適用することとなります。

相談・受付窓口

南相馬市役所 本庁舎2階

建設部 建築住宅課 建築営繕係 電話 0244-24-5255